

## 支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）

社会保険診療報酬支払基金における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法、療養担当規則、診療報酬点数表及び関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、平成31年4月に支払基金に設置した「審査の一般的な取扱いに関する検討委員会」等<sup>(※)</sup>において、検討を重ね、「支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）」を取りまとめましたので、公表いたします。

なお、「支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）」については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、本公表事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意願います。

(※)「支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）」については、平成29年1月から平成31年3月までの間は、「支払基金における審査の一般的な取扱いの公表に関する検討委員会」で検討していましたが、平成30年度に審査に関する検討体制の改編を行い、令和元年度以降は「審査の一般的な取扱いに関する検討委員会」等で検討することとなりました。

令和6年2月

| 診療項目 | 番号  | タイトル   | 頁 |
|------|-----|--|---|
| 検査   | 789 | 自己免疫性肝炎の疑いに対する抗ミトコンドリア抗体定性の算定について                        | 1 |
| 投薬   | 790 | 慢性腎臓病に対するカルシトリオール及びアルファカルシドールの算定について                     | 2 |
| 注射   | 791 | 抗生物質製剤又は合成抗菌剤【注射薬】（急性胃腸炎等）の算定について                        | 3 |
| 手術   | 792 | 慢性硬膜下血腫洗浄・除去術（穿頭）時における脳脊髄手術用洗浄・灌流液の算定について                | 4 |
| 麻酔   | 793 | 橈骨遠位端骨折に対するK048 骨内異物（挿入物を含む。）除去術「3」前腕時の神経ブロック併施加算の算定について | 5 |

【 検査 】

789 自己免疫性肝炎の疑いに対する抗ミトコンドリア抗体定性の算定について

《令和8年2月27日》

○ 取扱い

自己免疫性肝炎の疑いに対するD014「21」抗ミトコンドリア抗体定性の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

抗ミトコンドリア抗体は原発性胆汁性胆管炎に特異性の高い自己抗体であり、他の疾患での陽性率が低い。このことより、当該抗体は、原発性胆汁性胆管炎に対する標識抗体とされている。

以上のことから、自己免疫性肝炎の疑いに対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

## 【 投薬 】

## 790 慢性腎臓病に対するカルシトリオール及びアルファカルシドールの算定について

《令和8年2月27日》

## ○ 取扱い

慢性腎臓病（ステージG4、G5及びG5D）に対するカルシトリオール（注射剤を除く）（ロカルトロールカプセル等）及びアルファカルシドール（アルファロールカプセル等）の算定は、原則として認められる。

## ○ 取扱いを作成した根拠等

CKD診療ガイド2024（日本腎臓学会）のMBD\*治療の実際において、ステージG4では「血清Ca値の低下はまだ始まっていないが、PTH上昇を抑える目的で活性型ビタミンD製剤の使用を考慮する。」とされ、ステージG5では「活性型ビタミンD製剤はPTH値を抑制するとともに血清Ca値を正常範囲に保つうえで有効である。」とされている。

カルシトリオール（注射剤を除く）（ロカルトロールカプセル等）及びアルファカルシドール（アルファロールカプセル等）は、慢性腎不全におけるビタミンD代謝異常に伴う諸症状の改善を効能又は効果とする活性型ビタミンD<sub>3</sub>製剤であり、慢性腎臓病のステージG4、G5及びG5Dについて慢性腎不全に相当すると判断される。

以上のことから、MBDが生じるとされる慢性腎臓病（ステージG4、G5及びG5D）に対するカルシトリオール（注射剤を除く）（ロカルトロールカプセル等）及びアルファカルシドール（アルファロールカプセル等）の算定は、原則として認められると判断した。

(※) MBD (mineral and bone disorder) : 骨・ミネラル代謝異常

## 【 注射 】

## 791 抗生物質製剤又は合成抗菌剤【注射薬】（急性胃腸炎等）の算定について

《令和8年2月27日》

## ○ 取扱い

ペニシリン系、セフェム系、キノロン系、マクロライド系の注射薬で効能・効果に適応疾患として記載がない例において、次の傷病名に対する抗生物質製剤【注射薬】又は合成抗菌剤【注射薬】の算定は、原則として認められない。

- (1) 急性胃腸炎、胃腸炎、急性腸炎、腸炎
- (2) 慢性上気道炎、慢性咽喉頭炎

## ○ 取扱いを作成した根拠等

抗生物質製剤は細菌又は真菌に由来する抗菌薬、合成抗菌薬は化学的に合成された抗菌薬で、共に細菌感染症の治療において重要な医薬品である。

急性胃腸炎と胃腸炎には細菌性とウイルス性があり、急性腸炎と腸炎は、ウイルスや細菌が原因となる感染性腸炎と非感染性腸炎に分類される。いずれの疾患についても、ウイルスによる感染頻度が最も高い。また、慢性咽喉頭炎を含む慢性上気道炎は種々の原因により生じ、細菌感染が関与する場合には一般的には経口薬が使用されるため、上記医薬品の臨床的有用性は低いと考えられる。

以上のことから、上記傷病名に対する抗生物質製剤【注射薬】又は合成抗菌剤【注射薬】の算定は、原則として認められないと判断した。

## 【 手術 】

## 792 慢性硬膜下血腫洗浄・除去術（穿頭）時における脳脊髄手術用洗浄・灌流液の算定について

《令和8年2月27日》

## ○ 取扱い

慢性硬膜下血腫洗浄・除去術（穿頭）時における脳脊髄手術用洗浄・灌流液（アートセレブ脳脊髄手術用洗浄灌流液）の算定は、原則として認められる。

## ○ 取扱いを作成した根拠等

アートセレブ脳脊髄手術用洗浄灌流液の添付文書の効能・効果に「穿頭・開頭手術時の洗浄」と記載されている。

以上のことから、慢性硬膜下血腫洗浄・除去術（穿頭）時における脳脊髄手術用洗浄・灌流液（アートセレブ脳脊髄手術用洗浄灌流液）の算定は、原則として認められると判断した。

## 【 麻 酔 】

## 793 橈骨遠位端骨折に対するK048 骨内異物（挿入物を含む。）除去術「3」前腕時の神経ブロック併施加算の算定について

《令和8年2月27日》

## ○ 取扱い

橈骨遠位端骨折に対するK048 骨内異物（挿入物を含む。）除去術「3」前腕に神経ブロック併施加算<sup>\*1</sup>の算定は、原則として認められない。

(※1) L008 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の告示「注9」神経ブロック併施加算「イ」別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合

## ○ 取扱いを作成した根拠等

L008 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の神経ブロック併施加算（厚生労働大臣が定める患者）（イ）の対象については、厚生労働省告示<sup>\*2</sup>及び厚生労働省通知<sup>\*3</sup>において示されている。

橈骨遠位端骨折に対する骨内異物（挿入物を含む。）除去術「3」前腕に硬膜外麻酔を実施する必要性は低いと考える。

以上のことから、橈骨遠位端骨折に対するK048 骨内異物（挿入物を含む。）除去術「3」前腕に神経ブロック併施加算の算定は、原則として認められないと判断した。

(※2) 特掲診療料の施設基準等

## 第十二の二 麻酔

## 一の二 神経ブロック併施加算のイの対象患者

手術後の疼痛管理を目的とした硬膜外麻酔が適応となる手術を受ける患者であって、当該麻酔の代替として神経ブロックが必要と医学的に認められるもの

(※3) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

(18) 神経ブロックを超音波ガイド下に併せて行った場合は、「注9」に掲げる点数を所定点数に加算する。この際、硬膜外麻酔の適応となる手術（開胸、開腹、関節置換手術等）を受ける患者であって、当該患者の併存疾患や状態等（服用する薬により硬膜外麻酔が行えない場合を含む。）を踏まえ、硬膜外麻酔の代替として神経ブロックを行う医学的必要性があるものに対して実施する場合は「イ」に掲げる点数を、それ以外の患者（硬膜外麻酔の適応とならない手術を受ける患者を含む。）に対して実施する場合は「ロ」に掲

げる点数を、それぞれ所定点数に加算する。なお、「イ」の加算を算定する場合は、硬膜外麻酔の代替として神経ブロックを行う医学的必要性を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。